

代理 宅建 R03(12)-05-1 <<#964>>

【問】

AがBの代理人として行った行為に関する次の記述について、**正誤をつけよ**。なお、Bの追認はないものとする。

AがBの代理人として第三者の利益を図る目的で代理権の範囲内の行為をした場合、相手方Cがその目的を知っていたとしても、AC間の法律行為の効果はBに帰属する。

【答え】 誤り

≪ポイント≫ 代理権の濫用

代理人が**自己又は第三者の利益を図る目的で代理権の範囲内**の行為をした場合において、**相手方がその目的を知り、又は知ることができたときは、その行為は、代理権を有しない者がした行為とみなす。**

⇒ **無権代理行為**

相手方が善意・無過失 ⇒ 有効な代理行為として、本人・相手方に効果が帰属する

【渋谷会】おすすめ講座

令和6年版『宅建これだけで合格セット』

宅建基幹講座(インプット)&宅建過去問演習講座(アウトプット)のセット

宅建合格のための準備はこれだけで十分、あとは過去問演習で自習

<https://shibuyakai.com/>